

平成20事務年度の 相続税の調査事績

国税庁は平成20年7月から21年6月までの相続税の調査事績を発表しました。

1 申告漏れ価格とその内訳

申告漏れ課税価格は、全体で4,095億円（前事務年度4,119億円）となっており、加算税を含んだ追徴税額は、全体で931億円（前事務年度941億円）となっています。また、重加算税の賦課件数は2,052件（前事務年度1,914件）、賦課割合は17.1%（前事務年度16.1%）となっています。

申告漏れのあった相続財産の金額の内容は、現金・預貯金等1,380億円（前事務年度1,517億円）と最も多く、申告漏れ財産に占める割合も高水準で推移しています。続いて有価証券776億円（前事務年度707億円）、土地675億円（前事務年度687億円）の順となっています。

2 海外資産関連事案に係る調査事績

ナマの税務相談室

Q 亡父は亡くなる数ヶ月前、甲建築と5,000万円で請負契約をし、契約により死亡時までに2,500万円を支払い済みです。

A 成る程、本来、家屋の評価額は、固定資産税評価額によるわけですが、建築中の家屋の評価は、署の係官の判断では、通達により、費用現価の70%であり、進捗状況は支払金額の2,500万円からみて50%進捗しているものと判断した。署の費用現価の70%という説明は直営の場合でも請負の場合でも共通の評価法です。

Q 直営建物は被相続人のもので、請負の場合には建物が完成するまで業者所有というのが慣行で、この慣行は災害により家屋滅失などを考慮しているのでは…。

A この場合の費用現価の額とは、業者が課税時期までに投下した建築費用の額を現在時価に引き直した価額といわれていますが、取扱いでは、費用現価不明のときなどは、支払

海外資産関連事案に係る調査件数は475件（前事務年度407件）、申告漏れ課税価格は353億円（前事務年度308億円）とともに増加しています。国税庁では、相続税調査の実施に当たり、海外資産の把握に努めており、特に、資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案については、積極的に調査を実施しているほか、調査の過程において海外資産の取得が把握された場合にも、深度ある調査によりその解明を行っています。

3 無申告事案に係る調査事績

無申告事案1件当たりの申告漏れ本税額は、881万円となっており、相続税調査全体の平均（666万円）の1.3倍となっています。

資料情報等から申告納税義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案（無申告事案）に係る調査件数は555件（前事務年度504件）、このうち非違件数は467件（前事務年度420件）、申告漏れ課税価格は661億円（前事務年度645億円）、申告漏れ本税額は41億円（前事務年度45億円）となっています。

建築途中の 家屋の評価

済みの金額でもよいといわれております。

Q 別の方法で、前渡金と未払金両建ての方法があるとか、また、地方

税当局の情報で、申告期までに固定資産税評価額の確定があればその評価、即ち未竣工建物ではなく建物の評価額として計上という方法も。

A 前渡金とは被相続人が計算上では余分に支払済みの金額。未払金とは相続人が後日業者に支払うものです。

Q それと、司法書士によると、建物の保存登記という登記は、ほぼ100%に近い時なら申請によって出来ると。

A そうですが、70%評価か、前渡金・未払金の二本立て、どちらでもよいでしょう。「申告書の書き方」では、家屋の評価はイコール固定資産税評価額である、未竣工の場合は載っていません。

[参考] 財評通91

ナマの税務相談室